

4月9日は北海道知事選挙の投票日です!!

北海道議会議員選挙

南富良野町の投票所で投票できる人

- (1) 3月定時登録で南富良野町の選挙人名簿にすでに登録されている人
 - ・平成17年3月2日以前に生まれた人
 - ・令和4年12月1日以前に南富良野町に転入届をしている人
 - ・令和5年3月1日現在で住民票が作成された日から引き続き3カ月以上住民基本台帳に記録されている人
- (2) 北海道知事・北海道議会議員選挙に伴い南富良野町の選挙人名簿に登録された人
 - ・平成17年4月10日以前に生まれた人
 - ・令和4年12月30日以前に南富良野町に転入届をしている人
 - ・令和5年3月30日現在で住民票が作成された日から引き続き3カ月以上住民基本台帳に記録されている人
- (3) (1)のすでに選挙人名簿に登録されている人で
 - ◎令和4年12月9日以後町外へ転出した人・・・郵送による不在者投票ができます。(引き続き道内に住所を有する人に限ります。)

※南富良野町の選挙人名簿に登録されない人

令和4年12月31日以後に他の市町村から転入した人は、南富良野町に住んでから選挙人名簿登録基準日まで3カ月になりませんので住所要件を欠いており、登録されないことになります。

しかし、道内の他市町村から転入し、以前の住所地の選挙人名簿に登録されている人に限り、下記の方法により投票することができます。

- 以前の住所地の投票所に直接行って投票
- 郵便による不在者投票
(投票する場合、引き続き北海道の区域内に住所を有することを証するに足りる文書の提示、又は引き続き北海道の区域内に住所を有することの確認を受ける必要がありますのでご注意ください。)

投票場所と投票時間

全ての投票所で午前7時から午後7時まで投票できます。

投票区	施設名(投票区域)	投票時間
第1投票所	北落合地区コミュニティセンター(北落合区域) (旧北落合除雪管理センター)	午前7時～午後7時
第2投票所	落合地区多目的センター(落合区域)	午前7時～午後7時
第3投票所	情報プラザ(幾寅・東鹿越区域)	午前7時～午後7時*
第4投票所	金山地区コミュニティセンター(金山区域)	午前7時～午後7時
第5投票所	下金山地区多目的センター(下金山区域)	午前7時～午後7時

※第3投票所の投票所閉鎖時刻が午後8時から午後7時に変更となっておりますので、お間違えのないようご注意ください。

☆入場券をもって

選挙管理委員会から配られた入場券をお忘れなくお持ちください。入場券をなくしたとき、その他わからないことがあるときは、投票所の係員に申し出てください。

☆字が書けないとき

心身の故障、その他の事由により自分で氏名等を記載することができない人は、当日係員に申し出てください。立会人が立会のもと係員が代わって書いてくれます。

☆候補者の名前はハッキリと

せっかく投票しても書いた字がわからないために無効になることがありますので、名前はハッキリと書いてください。

☆投票用紙をよく確かめて

今回の選挙は2種類の投票用紙が使われます。それぞれ選挙ごとに色分けされておりますが、投票の際に知事と道議の候補者を書き違えると無効になりますので、ご注意ください。

- ◎知事・・・クリーム色
- ◎道議・・・ピンク色

とどけよう 想いをこめて その一票

ご存じですか・・・期日前投票・不在者投票を

投票日の当日、次の理由に該当し、投票することができないと見込まれる人は期日前投票・不在者投票ができます。

なお、病院、老人ホーム等における不在者投票においては、従来どおり行われます。

◎仕事又は冠婚葬祭の予定がある人

◎レジャーや買物等の私用で投票日に投票区内にいない人

◎郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者の手帳、または介護保険の被保険者証の交付を受けている方で、選挙管理委員会が発行した「郵便等投票証明書」をもっている方

身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証
両下肢・体幹・移動機能の障害 【1級・2級】	両下肢・体幹の障害 【特別項症～第2項症】	要介護状態区分が 要介護5
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害 【1級・3級】	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害 【特別項症～第3項症】	
免疫・肝臓の障害 【1級～3級】		

開票は・・・

開票事務は4月9日(日)午後8時30分より
町保健福祉センターみなくで行われます。

期日前投票・不在者投票をすることができる期間

知事・・・3月24日(金)から4月8日(土)まで

道議・・・4月1日(土)から4月8日(土)まで

場所 南富良野町役場

時間 午前8時30分～午後8時00分

◎投票しようとする方は入場券を持っておいでください。

※入場券裏面の宣誓書に必要事項を記入のうえご持参いただくと受付が早くすみませす。

◎「身体障害者又は戦傷病者の方の郵便等による不在者投票(在宅)」の請求は4月5日(水)までに請求してください。

特例郵便投票ができます

令和3年6月18日、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律が公布され、6月23日に施行されました。

この特例法では、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後にその期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」ができます。

※くわしくは総務省のホームページをご覧ください。

★くわしくは選挙管理委員会へお問い合わせください。☎52-2112